（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	
			呉市道白石四丁目三号線（仁方隧道）	
（略）	（略）	（略）	修繕工事（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	
（略）	（略）	（略）	（略）	
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）	
	延岡河川国道事務所	延岡市	管轄区域	
（略）	（略）	（略）	一般国道十号及び二百十八号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
（略）	（略）	（略）	一般国道三百二十七号	災害復旧工事
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第七（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）			
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）
	西之表港湾事務所	西之表市	鹿児島県のうち西之表市、奄美市、鹿児島郡及び熊毛郡
（略）	（略）	（略）	（略）

（略）				
（略）	（略）	（略）	（略）	
			呉市道白石四丁目三号線（仁方隧道）	
（略）	（略）	（略）	修繕工事（中国道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）	
（略）	（略）	（略）	（略）	
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）	
	延岡河川国道事務所	延岡市	管轄区域	
（略）	（略）	（略）	一般国道十号及び二百十八号	改築及び修繕工事、維持その他の管理（九州道路メンテナンスセンターの所掌に属するものを除く。）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

別表第七（第百四十条関係）

所属地方整備局	名称	位置	管轄区域
（略）			
九州地方整備局	（略）	（略）	（略）
	西之表港湾事務所	西之表市	鹿児島県のうち西之表市、鹿児島郡及び熊毛郡
（略）	（略）	（略）	（略）

附　則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。

○国土交通省令第二十三号

安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）の施行に伴い、並びに国土交通省設置法（平成十一年法律第百号）第三十四条第二項及び国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）第二百十条第四項の規定に基づき、北海道開発局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年三月三十一日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

北海道開発局組織規則の一部を改正する省令

北海道開発局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。